

ポスター報告 20

高橋 眞琴 鳴門教育大学

高橋 真一郎 鳴門教育大学

#報告題目 教員採用試験実施要項にみる障害者応募要件と試験実施上の配慮の検討

#報告キーワード 教員採用試験実施要項 応募要件 試験実施上の配慮

#報告要旨

【はじめに】都道府県等の教育委員会では、2018年4月より、障害者の法定雇用率が2.2%から2.4%に引き上げとなった。教員養成系大学においては、教員採用試験にかかる学生の準備支援を行ったり、意見を求められたりする場合がある。中村（2016,p.14）では、「教員採用試験において、障害のある受験者への対応が時代や自治体によって異なる」と示唆している。そこで、本研究においては、教員採用試験実施要項にみる障害者応募要件と実施上の配慮の現状はどのようなになっているのか、概観することを目的とした。

【方法】A 広域連合の構成地方公共団体の教員採用試験実施要項（2019年度）における障害者応募要件、試験実施上の配慮等について整理し検討を加えた。

【結果】応募要件としては、「身体障害者特別選考」のみ、または、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」の交付を受けている者に大別された。

試験実施上の配慮としては、「一次試験の免除」「実技試験の免除」「試験内容の代替」「障害の程度に応じた試験の実施内容、方法の変更」などがあげられていた。採用後の職務遂行について、一部言及されている地方公共団体もあった。

【考察】横山・山田・北島（2017,p.135）は、「障害のある者の権利として、当たり前には教員という職業を選択することができる社会の実現」の重要性について述べている。一般的に、地方公共団体の教員採用試験に際しては、既採用者の勤務の状況や声などが写真やコメントになって、リーフレット等で紹介されるケースも存在する。障害者応募要件、試験実施上の配慮以外にも西村・高橋・津田（2016）が述べるように、障害のある教員の強みや学校

内での協働体制について、教員採用試験募集要項で可視化していくことも必要であると考えられる。また、教育委員会が中心となって、当該年度の受験予定者には、一般には実施されているが、現場で実際に勤務している障害のある教員との意見交換の場も有効であろう。本研究は、地方公共団体によって広く社会に公開されている教員採用試験実施要項を参照した研究であるため、個人情報等は含まないが、倫理的配慮を行った。

<引用参考文献>

中村雅也（2016）「障害者が教員になることを阻む社会的障壁 ―教員採用試験を点字受験した視覚障害教員の語りから―」立命館人間科学研究, No.34, 1-17.

西村愛志・高橋眞琴・津田英二（2016）「障害のある教員の勤務の状況と課題―海外での研究動向を手がかりに―」神戸大学大学院人間発達環境学研究紀要 9(2), 115-123.

横山順一・山田千紘・北島洋美（2017）「障害のある者の教員採用における一考察 ―障害者の権利に関わる法整備と各教育委員会における教員採用の動向から―」日本体育大学紀要 46 (2), 127-135.

